

平成31年 九州運輸局長表彰候補者の申請受付について

本年10月に陸運関係事業所の団体役員・事業役員・従業員・運転者に対して、九州運輸局長表彰が予定されています。選考基準に該当し、推薦を希望される方は下記事項にご留意のうえ、申請書類をご提出下さい。

1. 提出書類

- (1) 功績調書
- (2) 履歴書
- (3) 身元（身分）証明書（市・区役所・町・村役場発行のもの）
- (4) 今年4月から5月までに取得した無事故無違反証明書または運転記録証明書（5年間）

※自動車安全運転センターで手続きの上、取得してください。（留意事項参照）

- (5) 運転者を推薦する場合は、勤務期間中に責任事故がないことを証する書面
- (6) 自認書（運転免許を取得していない人のみ）

※申請書類は、すべてA4判、横書きとし、右綴じ（パンチ穴あけ不可）とします。(1)(2)(5)(6)の様式は当協会ホームページにてダウンロードできます。以上の書類は、候補者ごとに各4部（1部は原本、他の3部はコピー）提出して下さい。

2. 提出期限

所属する支部に5月24日（金）迄に必着するよう提出して下さい。

※功績調書は本籍、現住所（郵便番号）、氏名（楷書・ふりがな付）、生年月日、性行、事績（業績）を記入して下さい。事績（業績）については、詳細かつ具体的に記入し、特に功績の主体性を明確にして下さい。

※履歴書は本籍、現住所（郵便番号）、氏名（楷書・ふりがな付）、生年月日、学歴、職歴（業歴、団体歴、公職歴等）、賞罰を記入し、始期、終期及び商号変更、役職変更等は、明確に記入して下さい。

※候補者の事故・違反歴を十分確認してご推薦下さい。運転者以外の無事故・無違反については、発生年月日から3年を経過していること（ただし、反則行為については累犯がない場合は1年を

経過していること）となっております。運転者の場合は、従事してから現在に至るまで全ての期間において無事故・無違反であることが条件です。

※事業役員で推薦する場合、事業者の行政処分等についても審査基準の対象になりますので、事前に確認をお願いします。

※詳しくは（公社）福岡県トラック協会総務課（担当：鈴木）までお問い合わせ下さい。

（TEL：092-451-7841）

【留意事項】

●運転記録証明書

○運転記録証明書交付申請書は当協会のホームページからダウンロードできます。

申請は郵送もしくは直接、安全運転センター事務所窓口へ申し込んで下さい。

○郵送先

〒812-8576

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部内 自動車安全運転センター 福岡県事務所

○無事故無違反証明書を発行する場合も自動車安全運転センターに申請して下さい。

○申請にあたって不明な点がありましたら、自動車安全運転センター福岡県事務所までお問合せ下さい（TEL：092-641-6364）

<選考基準>

【団体役員】

①団体役員として15年以上の者（団体の長は3倍換算）

②事業役員として表彰基準に該当する者のうち現に団体役員として5年以上の経歴を有する者

【事業役員】

①事業役員として20年以上の者

②事業役員として10年以上の者であって、従業員の期間との通算が20年以上の者

【従業員】

①事業者の従業員として30年以上引き続き勤務した者

②団体の従業員として20年以上引き続き勤務した者

【運転者】

①事業用運転者として現に25年以上引き続き勤務し、勤続期間中、責任事故がなく、業務に精励し成績優秀にして他の模範として推奨するに足る者

（備考）いずれも年齢は本年9月末現在、満50歳以上で期間は9月末日をもって計算します。

※受賞者への通知は9月～10月頃となります。